



「低圧電気取扱業務特別教育」

労働安全衛生法では、「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に労働者を就かせるときは、労働者に対し、安全衛生のための特別教育を行うことが事業者には義務づけられており、違反した場合は罰せられることがあります。

本講習会は、就業者の方を対象に、本学技術部職員(中央労働災害防止協会認定)による上記の法定特別教育(学科7時間、実技1時間)を実施します。

修了された方には「特別教育修了証」を発行いたします

- 対 象：室蘭市・登別市・伊達市・西胆振地域にお勤めの方
定 員：4名(先着順)
日 時：令和7年7月23日(水) 8時40分～18時40分(休憩時間含む)
会 場：室蘭工業大学 教育・研究1号館 A216講義室
受 講 料：5,000円(教材費等を含む)
(室蘭工業大学MONOづくりみらい共創機構研究協力会会員：2,500円)
申 込 期 間：令和7年6月16日(月)から令和7年6月30日(月)17時まで
申 込 方 法：「E-mail」・「FAX」のいずれかの方法で、下記申込先へ
「受講申込書」をご提出ください。
- 申 込 先：〒050-8585 室蘭市水元町27番1号
室蘭工業大学 研究推進課 社会連携係
FAX：0143-46-5031 TEL:0143-46-5016
E-mail：chiiki@muroran-it.ac.jp
(※受講受付トラブル回避のため、電話での受講申込みは受けかねますのでご了承ください。)
<https://muroran-it.ac.jp/society/re-education/>
(室蘭工業大学トップページ > 社会連携 > 社会人への再教育)



QRコード

主催：室蘭工業大学

※ 次回の開催は令和8年2月を予定しています。
日程についてはホームページでご確認ください。

令和 7 年度 室蘭工業大学社会人研修プログラム

低圧電気取扱業務特別教育

(実技は開閉器の操作の業務のみ)

受 講 申 込 書

事業所名称	
担当者所属・氏名	
担当者電話番号	
受講料納入	☐ 事業所が納入予定 ☐ 受講者本人が納入予定
特記事項	

本学は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に基づき、保有する個人情報の保護に努めます。受講申込みにより得られた個人情報は、受講者及び申込者への連絡の際に使用し、他の目的には使用しません。

室蘭工業大学 研究推進課 社会連携係

E-mail chiiki@muroran-it.ac.jp

FAX 0143-46-5031

申込期間：令和 7 年 6 月 16 日（月）～ 6 月 30 日（月）17 時まで

令和 年 月 日

国立大学法人 室蘭工業大学長

下記の者に対し、労働安全衛生法第 59 条第 3 項による「低圧電気取扱業務」特別教育の実施を委託いたします。

ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	住 所（市町村名のみ）
	昭 平 年 月 日	
	昭 平 年 月 日	
	昭 平 年 月 日	
	昭 平 年 月 日	

事業所 所在地
〒 ー

事業所 名称

事業主 氏名